

西条市健幸づくりプロモーション業務

公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

西 条 市

西条市健幸づくりプロモーション業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、西条市健幸づくりプロモーション業務の事業者を公募型プロポーザル方式で選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

記

1 業務の目的

市民の健康寿命の延伸を図り、住民福祉の増進を目指す「第3次西条市健康づくり計画」のビジョン「みんなで健幸をめぐらせ、誰もが自分らしく暮らせるまち」の実現に向けて、社会課題である「女性の健康」に着目し、女性の健康課題の解決と男女間の健康格差の縮小を図ることを目的に「女性の健幸応援プロジェクト」を推進していくこととしている。本プロジェクトの推進により、女性が健康で自分らしく活躍し、「西条市に住んで良かった、これからもずっと住みたい」「西条市で安心して子どもを産み、育てられる」と実感できるまちづくりを健康面からアプローチし、転出抑制や転入促進、出生数の増加といった人口の好循環の流れを生み出し、人口減少対策と地域創生の実現を目指している。

本業務は、「女性の健幸応援プロジェクト」の一環で実施するものであり、20～40歳代前半の女性（以下、「若年女性」という。）をメインターゲットとしたポータルサイトの制作、SNSを活用した効果的なプロモーション及び体験型イベントの開催等を実施し、日常生活に取り入れやすい健康情報の発信に加え、体験型のイベント等を通じて、健康づくりへの参加と一体感を醸成することで、若年女性の健康リテラシー及び健康意識の向上を図るものである。

2 業務の概要

（1）業務名

西条市健幸づくりプロモーション業務（以下、「本業務」という。）

（2）委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

（3）業務内容

別紙「西条市健幸づくりプロモーション業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

（4）契約期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

（5）委託上限金額

本業務の事業費上限額は、5,272,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すためのもの

のであることに留意すること。

(6) 支払い条件

本業務完了確認後の一括払いとする。

3 担当課

- (1) 担当部署 西条市 こども健康部 健康医療推進課 健康推進係
- (2) 担当者 戸田、印南、水井
- (3) 所在地 愛媛県西条市神拝甲 3 2 4 番地 2
- (4) 電話番号 0 8 9 7 - 5 2 - 1 2 1 5
- (5) F A X 番号 0 8 9 7 - 5 2 - 1 2 9 3
- (6) メールアドレス kenkoiryo@saijo-city.jp

4 スケジュール

日時	内容
令和 7 年 7 月 4 日 (金)	公示日
令和 7 年 7 月 1 1 日 (金)	質問書の提出期限
令和 7 年 7 月 1 4 日 (月)	質問書に対する回答
令和 7 年 7 月 1 4 日 (月)	参加表明書提出期限
令和 7 年 7 月 1 5 日 (火)	資格審査通知
令和 7 年 7 月 4 日 (金) から 令和 7 年 7 月 1 8 日 (金) まで	提案書受付期間
令和 7 年 7 月 2 1 日 (月) 【予定】	プレゼンテーション日程通知
令和 7 年 7 月 2 3 日 (水) 【予定】	プレゼンテーション
令和 7 年 7 月 2 4 日 (木) 【予定】	審査結果通知
令和 7 年 7 月下旬 【予定】	契約締結
契約締結後から 令和 8 年 3 月 3 1 日 (火) まで	事業実施

※市の都合により、スケジュールは変更する場合がある。

5 参加資格

次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 対象業務における西条市での競争入札参加資格を有しているまたは同等の基準を満たしていると市長が特に認めたもの。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 第 1 項 (同令第 1 6 7 条の 1 1 第 1 項において準用する場合を含む。) の規定に該当しないこと。

- (3) 西条市建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成28年西条市訓令第10号）による入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 西条市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (9) 国や地方公共団体、民間企業での同種・類似業務の実績があり、本業務を遂行する技術や能力を十分に有していること。

6 参加申し込み

公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、様式第1号「参加表明書」及び必要書類を提出すること。

(1) 参加表明書等の提出期限、場所及び方法

- ア 提出期限 令和7年7月14日（月）午後5時15分（必着）
- イ 提出場所 西条市 こども健康部 健康医療推進課
- ウ 提出方法 持参又は書留郵便（持参の場合、午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 提出書類

内容は、次のとおりとする。グループを結成した場合、構成員（代表者を除く）は、下記のア、イを除く書類を提出すること。

なお、下記のキからシの書類については、西条市での競争入札参加資格を有していない者に限る。

- ア 参加表明書 様式第1号
- イ グループ届出書 様式第2号（当該業務を共同で実施するため、グループを結成する場合に限る。）
- ウ 会社概要書 様式第3号
- エ 類似業務受託実績表 様式第4号
- オ 西条市暴力団排除条例に関する誓約書 様式第5号
- カ 委任状 様式第6号（対象業務において代理人を置く場合に限る。）
- キ 納税証明書

(ア) 納期到来分までの法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税

【未納がない証明】

(イ) 西条市内に本社（店）、支社（店）又は営業所等を有する場合は、納期到来分までの市税全般 【未納がない証明】

ク 身分証明書（発行後３ヶ月以内のもの。個人に限る。）

ケ 住民票の写し（発行後３ヶ月以内のもの。個人に限る。）

コ 登記簿謄本（発行後３ヶ月以内のもの。法人に限る。）

サ 営業所表 様式第７号

シ 決算書（直前決算のもの。法人については貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書、個人については、貸借対照表及び損益計算書）

(3) 提出部数

・紙媒体各１部

・PDF形式データで格納したCD-R等の電子記録媒体１部

（電子格納媒体には、書き込み不可処理を施すこと。また、ファイル名についてはデータ内容及び提出者が明確に分かるよう付すること。）

(4) その他

提出書類等の作成等に係る一切の費用は、申込者において負担すること。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(5) 参加資格の審査

提出資料を基に参加資格の審査を行い、令和７年７月１５日（火）までに参加資格の審査結果について、参加申込みのあった全ての事業者へ電子メールで通知する予定である。参加資格を有すると確認できた事業者（以下「参加事業者」という。）には、提案書等の提出及びプレゼンテーションへの参加を求める。

7 非選定理由に関する事項

(1) 様式第１号「参加表明書」を提出した者のうち、提案書を提出していただく者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を市長（健康医療推進課）から書面（非選定通知書）で通知する。

(2) 上記（１）の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して７日（西条市の休日を定める条例（平成１６年条例第２号）第１条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、市長（健康医療推進課）に対して書面で非選定理由の説明を求めることができる。

なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

受付場所：西条市 こども健康部 健康医療推進課

受付時間：午前８時３０分から午後５時１５分（※休日を除く。）

(3) 上記（２）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日以内に書面で行う。

(4) 上記（３）の回答を受けた者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の

翌日から起算して１０日以内に市長に対して申立てることができる。

８ 質問の受付

(１) 質問は、質問書(様式第８号)により提出すること。

なお、質問がない場合は、質問書の提出は必要ない。

ア 提出期限 令和７年７月１１日(金)午後５時１５分(必着)

イ 提出場所 西条市 こども健康部 健康医療推進課

ウ 提出方法 電子メールで、以下のアドレスへ送信すること。

(送信先アドレス) kenkoiryo@saijo-city.jp

(２) 回答は、西条市ホームページ上で公開する。

なお、本プロポーザルの実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は記載とみなす。

ア 回答日 令和７年７月１４日(月) 予定

イ 回答場所 西条市ホームページ

ウ 回答方法 電子データ

９ 提案書等の提出期限等

(１) 参加事業者は、以下のとおり選定に必要な書類(以下、「提出書類」という。)を期限までに提出すること。

ア 提出期限 令和７年７月１８日(金)午後５時１５分(必着)

イ 提出場所 西条市 こども健康部 健康医療推進課

ウ 提出方法 持参又は書留郵便(持参の場合、午前８時３０分から午後５時１５分まで)

エ 提出部数 紙媒体１２部(正本１部、副本１１部)

PDF形式で格納したCD-R等の電子記録媒体１部

(２) 提出書類

書類名	摘 要
①提案書	任意様式(A４版)とし、２０ページ以内で作成すること。 提案内容は、次に掲げる事項を含め、文章・表・図面等により簡潔かつ明瞭に記述すること。 (１) 事業所・人員体制について (２) 仕様書記載の業務に係る提案について 仕様書に掲げる下記業務についての提案を記載すること。 ア 健康情報・地域情報の調査・整理・編集 イ ポータルサイトの制作 ウ SNS・メディア等を活用した広報・情報発信 エ 体験型イベントの企画・運営

	オ 成果結果及び今後に向けた提案 (3) その他提案について 本仕様書記載以上の提案がある場合には、併せて提案すること。
②見積書	西条市健幸づくりプロモーション業務見積書（様式第9号）
③その他	会社概要のパンフレット等
（提出書類作成に関する注意事項） ※ 紙媒体について ・ 日本工業規格A4横書きとし、両面印刷で長辺2箇所綴じ（ファイリング）とすること。 ・ ページ番号を付番し、文字サイズは11ポイント以上とすること。 ・ パンフレット等のサイズは問わない。 ※ PDFデータについて ・ ①及び②について、それぞれ1ファイルのデータを生成すること。 ・ ③については、紙媒体のパンフレットの場合はスキャン等によりPDFデータ化すること。 ・ ファイル名については、データ内容と提出者が明確に分かるよう付すること。	

10 選定方法

- (1) 本市が設置する選定委員会の委員が、評価基準により参加事業者を評価し、受託候補者を特定する。
- (2) 選定委員会において、提案書の審査及びプレゼンテーションを実施する。
- (3) プレゼンテーションの概要は次のとおりとする。
 - ア 日時 令和7年7月23日（水）（予定）とし、詳細については別途連絡する。
 - イ 場所 場所等の詳細については別途連絡する。
 - ウ 人数 5名以下
 - エ 時間 20分間以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（10分程度）を行う予定である。参加事業者ごとの開始時間等は別途連絡する。
 - オ 機器 パソコン等の必要な機器については、提案者が準備すること。大型ディスプレイ（65インチ程度）及びHDMIケーブルについては、本市が準備する。
- (4) 参加事業者の提案内容により、評価基準に基づき独立して参加事業者の提案の優劣を判定する。選定委員会において、各委員の評価点の合計が基準点以上で、かつ事業者の中から一位の者に決定する。基準点は、各委員の持ち点を合計した点数（満点）の5割とする。ただし、最高点の者が複数いる場合は、見積金額の安価な者を受託候補者と

して選定する。

なお、評価点の合計が同点で見積金額が同額である者が複数いる場合は、選定委員会委員長の評価点のいずれか高い者を受託候補者として選定する。

- (5) 参加事業者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を受託候補者とする。また、基準点に満たない場合、又は参加申込みが無い場合は再度検討する。
- (6) 選定における評価基準は別紙「西条市健幸づくりプロモーション業務評価基準」のとおりとする。

1 1 非特定理由に関する事項

- (1) 提出した提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）で通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（西条市の休日を定める条例（平成16年西条市条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、市長に対して書面で非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

受付場所：西条市 こども健康部 健康医療推進課

受付時間：午前8時30分から午後5時15分（※休日を除く。）

- (3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面で行う。
- (4) 上記（3）の回答を受けた者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して10日以内に市長に対して申立てることができる。

1 2 審査結果の公表

選定結果については、本市ホームページで公表するとともに、全ての参加事業者に書面（様式第10号）により通知する。

上記の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面により市長（健康医療推進課）に対して説明を求めることができる。

なお、説明請求の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝日を除く。）とする。

1 3 契約締結等

受託候補者として特定された者は、速やかに、本市と選定された提案内容を基に、本業務仕様書の内容について協議し、その内容を決定する。

内容が決定した後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意

契約の方法により本市と特定者との間で契約を締結する。なお、協議に必要な資料については、受託候補者が作成するものとする。また、受託候補者が何らかの理由により契約の締結ができなかった場合、次点の参加事業者と契約交渉を行うものとする。

1 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積額が事業費上限額を超えている場合
- (3) 提出期限を過ぎて関係書類が提出された場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

1 5 その他

- (1) 書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、直ちに書面（任意様式）によりその旨を「3 担当課」まで提出すること。
- (2) 本プロポーザルに参加するために必要な費用は、全額参加者の負担とする。
- (3) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあった場合において、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (4) 提出書類は原則として日本語を用いることとする。外国語で記載する必要がある箇所は、日本語で注釈（訳文等）を付記する。
- (6) 提出書類等の作成に用いる通貨及び単位は、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 提出された提案書は返却しない。
- (8) 提出期限以降における提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (9) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (10) 本プロポーザルは事業候補者の選定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (11) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については市が別に定める。